

訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）における一定の研修について

（平成 29 年 1 月 18 日高福第 4096 号）

（一部改正：令和 2 年 10 月 28 日高福第 3063 号）

（一部改正：令和 4 年 6 月 1 日高福第 878 号）

市では、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスのうち、市独自の緩和した基準により実施する「訪問型サービス A」において、事業者の人員基準に介護職員初任者研修修了者等でない「一定の研修受講者」を業務に従事させることを可能としています。

つきましては、市が定める一定の研修について、次のとおりとします。

1 研修項目

次の研修項目を含めて、8 時間から 10 時間を目安に研修を実施すること。

- (1) 介護保険制度の概要
- (2) 職務の理解（生活支援技術、コミュニケーション技術、秘密保持等）
- (3) 高齢者の理解（身体機能、心理、認知症、尊厳の保持等）
- (4) リスクマネジメント、緊急時の対応

※ 新潟県が実施した「新しい総合事業訪問型サービス担い手育成研修」又は「介護に関する入門的研修」を修了した者は、上記研修を修了したものとみなす（ただし、修了証書の受領が必要）。

（備考）「新しい総合事業訪問型サービス担い手育成研修」は令和元年度、「介護に関する入門的研修」は令和 3 年度で廃止されました。

2 実地演習

上記 1 に示す研修を修了した後に、当該研修受講者に対し、事業所の有資格者と同行して、介護技術を習得するために必要な時間の実地演習を実施すること。

3 研修修了証の発行について

- (1) 事業者は、上記 1 の研修及び 2 の実地演習を修了した者に、研修修了証を発行すること。
- (2) 研修修了証は 2 部作成し、受講者と事業者で保管すること。
- (3) 保管期間は、当該受講者が所属する事業所を辞めるまでとする。

4 その他

- (1) 研修（実地演習含む）実施後、研修の実施記録を作成し、当該研修受講者が所属する事業所で保管すること。

※ 様式は任意とするが、研修項目（内容）と各研修時間、実地演習の回数と所要時間は必ず記録すること。

※ 新潟県が実施した「新しい総合事業訪問型サービス担い手育成研修」又は「介護に関する入門的研修」受講者の場合は、修了証書の写しを事業所に保管するとともに、実地演習についての記録を作成すること。

- (2) 各事業所が、上記 1 以外の研修項目が必要と判断する場合は、各事業所の判断で研修に加えることも可とする。
- (3) 研修を修了した従事者が事故等を起こしても、市が賠償責任を負うものではありません。